

南三農水第976号
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南三陸町長 佐藤 仁

市町村名 (市町村コード)	南三陸町 (606)
地域名 (地域内農業集落名)	志津川地区 (林、大久保、上保呂毛、下保呂毛、田尻畠、竹川原、中瀬町、廻館、廻館前、小森、秋目川、熊田、大沢、城場、助作、平井田、大森、沼田、袖浜、平磯、深田、蒲の沢、平貝、立沢、米広、大上坊、蛇王、西田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、ほ場整備事業が実施された区域では認定農業者等の担い手に農地が集積され耕作が行われているが、それ以外の農地については個別に耕作が行われている。水稻のほか施設園芸では、菊、イチゴ、ほうれん草などが栽培されている。

水稻の生産では当地区においても担い手の数が少なく、また、地区内の農業者の高齢化が進み、一部の機械作業等は他地区から担い手を受け入れている状況である。

こうした状況下では遊休農地の更なる増加が懸念されるため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

このため、リタイヤ農家の農地については農地中間管理機構を活用して担い手に集約するとともに、野菜、飼料作物など地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である水稻について農作業の効率化を図るため農地の集積・集約化を進める。また、水稻以外の高収益作物への取組についても可能性を検討するとともに、施設園芸については、地域の特産物として生産の維持・拡大を図る。

また、地域の活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

リタイヤ農家等の農地については、農地中間管理機構を活用して認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今後10年以内に基盤整備事業実施の予定はないが、担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用するなどし、遊休農地の有効活用を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地のあっせんや栽培技術などの生産に関する支援を行い、経営体の定着を図る。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、機械による作業は農業者間の話し合いにより担い手などに作業委託できる体制を構築し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに町の駆除隊と連携して対応する。

②地域内で生産された飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。